

はしがき

中小企業の事業承継の問題が、わが国において喫緊の課題であることは論を待たないところであります。中小企業庁も平成 30 年度（2018 年度）からの 5 年ないし 10 年間で集中実施期間と捉え、事業承継税制の特例を定める等して、事業承継の政策を強力に推し進めています。この事業承継税制の特例を受けて全国の中小企業の事業承継がこの数年で大きく前進するはずです。金融機関にとっても、中小企業の事業承継支援を行うことは、既存取引先を維持するだけでなく、収益を確保する重要な機会でもあります。

本書は「一問一答 事業承継の法務」（2010 年）を前身としていますが、それにとらわれることなく、金融機関職員にとって有用と思われる内容をふんだんに盛り込んだものとなりました。特に、上記事業承継税制の特例に関しては解説書としては本書が先駆けのものとなっているはずですし、事業承継の類型ごとの解説のほか、各種手法についても章や設問ごとに解説し、金融実務にとって活用しやすいように工夫したつもりです。

知りたい項目が一目でわかるように一問一答形式で 150 項目の設問を設け、それぞれに具体的な解説をしていますので、必要な箇所を利用していただけたいと思います。

また、事業承継に関する各種試験においても参考になる内容になっています。

執筆にあたっては、金融機関職員、弁護士、公認会計士、税理士等事業承継に精通した各分野の専門家が担当し、事業承継の最新の実務を解説しています。

本書が金融機関職員の皆様に大いに活用され、わが国の事業承継のお役に立てることを心より願っております。

2018 年 6 月

編著者代表 弁護士 幸村俊哉

目 次

第1章 事業承継の準備と進め方

1 金融機関の事業承継への関わり方

- Q1 事業承継対策はどのような意義がありますか。…………… 2
- Q2 金融機関にとって事業承継支援を行うことについてどのような意義がありますか。…………… 4
- Q3 金融機関はどのような取引先に事業承継支援を行うとよいですか。また、関与を開始する際の留意点はありますか。…………… 7
- Q4 事業承継対策の全体の流れを教えてください。取引先には、いつから、どのくらいの期間を使って事業承継の準備をしてもらえばよいですか。…………… 9
- Q5 金融仲介機能（取引先に対するコンサルティング機能）の発揮と事業承継はどう関連づけられますか。……………12
- Q6 事業承継にあたって金融庁が推進する事業性評価に基づく融資にどのような影響を与えますか。……………14
- Q7 金融機関は金融仲介機能のベンチマークやローカルベンチマークについて事業承継においてどのように対応すればよいですか。…17
- Q8 中企庁が発表した『中小企業の事業承継に関する集中実施期間について（事業承継5ヶ年計画）』について教えてください。……19
- Q9 地方金融機関として事業承継対策についてどのような体制・取組みをしていますか。……………22

2 経営の「見える化」

- Q10 金融機関が取引先に対して行うべき事業承継における経営状況・経営課題等の「見える化」のアドバイスポイントは何ですか。……25

Q11 「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の要点を教えてください。……………27

Q12 「事業価値を高める経営レポート」や「知的資産経営報告書」を活用した知的資産の認識について教えてください。……………29

3 事業の「磨き上げ」

Q13 金融機関が取引先に対して行うべき事業承継における事業の「磨き上げ」のアドバイスポイントを教えてください。……………31

Q14 事業再生が必要な程度に業績が悪化している会社の場合、どのような事業承継の手法がありますか。……………33

4 承継方法の決定

Q15 事業承継の方法にはどのようなものがありますか。……………34

Q16 金融機関は取引先の事業承継の方法・承継先の決定にあたってどのような点に留意して対応すべきですか。……………36

5 廃業の選択・支援

Q17 取引先が事業承継を考えている中でどのような場合に廃業を勧めているのですか。……………38

Q18 円滑な廃業のためにはどのようなことが必要ですか。それを支援する機関はありますか。……………41

Q19 廃業にあたってはどのような問題が生じますか。その解決はどうすればよいですか。……………45

第2章 親族内承継

1 親族内承継の方法

Q20 親族内承継の方法としてはどのようなものがありますか。……………48

Q21 親族内承継のそれぞれの方法におけるメリットや留意すべき点はありますか。……………51

2 後継者の選定・承継に向けた環境の整備

- Q22** 後継者選定・教育の留意点、方法について教えてください。……53
- Q23** 事業承継について、どのような関係者にどのように説明し、理解を求めていくべきですか。……55

3 資産・負債の承継

- Q24** 後継者に事業用資産を承継させる方法として生前実現型と生前準備型の2種類があるようですが、それぞれどのような点に留意して立案・実行すべきですか。……57
- Q25** 非事業用資産が会社にある場合、その取扱いについてはどのようにしたらよいですか。また、それを処分する場合の法人・個人への譲渡もしくは贈与における課税上の留意点を教えてください。……59
- Q26** 負債・担保の承継についてはどのような点に留意すべきですか。……62
- Q27** 預金の承継についてはどのような点に留意すべきですか。……64
- Q28** 親族内承継の場合に金融機関が果たすべき役割は何ですか。……66

4 親族内承継における税務上の留意点

- Q29** 生前贈与をする場合、贈与税に対してはどのように対応すればよいですか。……68
- Q30** 相続によって財産を承継する場合の税金の取扱いを教えてください。……72

第3章 企業内承継

1 企業内承継の方法

- Q31** 企業内承継の方法としてはどのようなものがありますか。MBO、EBO、MEBOとはどういうものですか。……76
- Q32** MBO、EBO、MEBOによる企業内承継のメリットや留意すべき点

はありますか。……………78

2 企業内承継としてのMBO

- Q33** 企業内承継の場合に金融機関が果たすべき役割は何ですか。また、どのような提案（方法）が考えられますか。……………81
- Q34** MBOやEBOを実施する場合、金融機関としては資金調達にはどのように関与するのですか。……………83
- Q35** MBOやEBOを実施する場合にSPCを設立するのはなぜですか。 85
- Q36** レバレッジ・ローンとしての融資契約にはどのような事項を定めますか。……………88
- Q37** SPCによる旧株主からの株式取得が完了した場合、その後の経営はどのように行われますか。……………91

3 企業内承継における税務上の留意点

- Q38** 企業内承継を行う場合、どのような税金を、いつまでに支払えばよいのですか。後継者個人が引受けできない場合はどうすればよいのですか。……………94
- Q39** 株式譲渡時の時価について税務上の考え方を教えてください。…97

第4章 M&A

1 M&Aの方法

- Q40** 事業承継としてのM&Aにはどのような方法があり、それぞれの方法にはどのようなメリット・デメリットがありますか。…… 100
- Q41** 金融機関が取引先にM&Aによる事業承継を勧める際と実施する際にはどのような点に注意すればよいですか。…………… 106
- Q42** 取引先がM&Aによる事業承継を考えている場合、すでにある貸出金の回収や新たな貸出金等についてはどのように考え、注意すればよいですか。…………… 108

2 事業承継としてのM&A

- Q43** 事業承継の手段としてのM&Aについて、検討・準備段階からクロージングまでの全体の手続フローを教えてください。また、その手続の中での各関係者の関与についても教えてください。 … 110
- Q44** M&Aによる事業承継について金融機関の役割・業務としてはどのようなことがありますか。また、そのためにはどのような体制整備や活動が必要ですか。 …… 114
- Q45** 金融機関として取引先にはどのような場合にM&Aによる事業承継を勧めるべきですか。また、どこに相談に行ってもらえばよいですか。 …… 116
- Q46** M&Aによる事業承継について外部の専門家に相談する場合、一般的にどのような契約内容になりますか。あわせてその費用についても教えてください。 …… 118

3 M&A準備としての「磨き上げ」

- Q47** M&Aを行う準備としての「磨き上げ」とはどのようなことをするのですか。 …… 123
- Q48** 企業概要書とはどういうものですか。具体的に教えてください。 …… 126
- Q49** セラーズ・デュー・ディリジェンスとはどのようなものですか。 …… 130
- Q50** セラーズ・デュー・ディリジェンスの内容と留意点について教えてください。 …… 133
- Q51** 中小企業の同族会社において、「磨き上げ」を行う課題としてはどのようなことがありますか。 …… 136
- Q52** 「磨き上げ」について、社内ですること、外部の専門家等に協力を依頼することはそれぞれどんなことがありますか。 …… 139
- Q53** 金融機関は「磨き上げ」についてどのような役割がありますか。また、他の専門家等とどのように連携をとっていったらよいですか。 …… 142

4 承継手法・対価

- Q54** M&Aにおいて事業（会社）の価値の算定方法としてはどのようなものがありますか。…………… 145

5 M&Aの実行

- Q55** 承継先候補との具体的な交渉に入るにあたって行うべきことについて具体的に教えてください。…………… 149
- Q56** M&Aの基本合意書についてその意義と記載事項について教えてください。…………… 152
- Q57** 承継先候補によるデュー・ディリジェンスはどのような点について行われるのですか。また、デュー・ディリジェンスを受けるにあたり、どのような点に留意して対応すべきですか。…………… 157
- Q58** M&Aの契約書は一般的にどのようなことが記載されますか。160
- Q59** M&Aの契約にあたって各手法の留意すべき点を教えてください。…………… 165
- Q60** M&Aの契約の締結手続はどのように行われますか。また、留意する点はありますか。…………… 169
- Q61** M&Aを行う場合、従業員や取引先に対する説明はいつ、どのように行えばよいですか。…………… 182
- Q62** M&A契約を締結した後の対価の受領と会社（事業）の引渡しはどのように行われますか。また、留意する点はありますか。… 186
- Q63** M&Aの契約と実行後、事業の引継ぎを円滑に行うにはどうすればよいですか。引継ぎ後、金融機関としてはどのような点に留意すべきですか。…………… 189
- Q64** M&Aにおけるトラブルは主にどのようなことがありますか。また、その対処法について教えてください。トラブルに巻き込まれないようにするにはどうしたらよいですか。…………… 191
- Q65** M&Aにおける承継先にM&A資金を融資するにあたり、金融機関として留意すべき点はありますか。…………… 195

- Q66** 社会福祉法人の事業承継をM&Aで行う場合の留意点を教えてください。…………… 198
- Q67** 医療法人の事業承継をM&Aで行う場合の留意点を教えてください。…………… 200
- Q68** 学校法人の事業承継をM&Aで行う場合の留意点を教えてください。…………… 203

6 M&Aにおける税務上の留意点

- Q69** M&Aの譲渡対価に関して、どのような税金を、いつまでに支払えばよいのですか。…………… 206
- Q70** 各手法の課税上の取扱いについての留意点を教えてください。 208

第5章 非上場株式の税務上の評価

- Q71** 非上場会社の株式評価の概要を教えてください。…………… 212
- Q72** 一般の評価会社における株式評価方法を教えてください。…………… 215
- Q73** 特定の評価会社における株式評価方法を教えてください。…………… 219
- Q74** 類似業種比準方式における株式評価方法を教えてください。…………… 221
- Q75** 純資産価額方式における株式評価方法を教えてください。…………… 224
- Q76** 配当還元方式について教えてください。…………… 227
- Q77** 個人間の贈与・相続時における非上場株式の評価方法について教えてください。…………… 229
- Q78** 個人間の株式譲渡時における非上場株式の評価方法について教えてください。…………… 231
- Q79** 個人が法人に非上場株式を譲渡する場合の評価方法について教えてください。…………… 233

第6章 個人事業主の事業承継

- Q80** 個人事業主を取り巻く現状について教えてください。…………… 238
- Q81** 個人事業主の事業承継にはどのような特徴がありますか。…………… 241

Q82	個人事業主の特徴（法人との相違点）について教えてください。	243
Q83	個人事業主の事業承継の手法にはどのようなものがありますか。	246
Q84	経営を承継するうえでの留意点を教えてください。	248
Q85	資産を承継するうえでの留意点を教えてください。	250
Q86	知的資産を承継するうえでの留意点を教えてください。	253
Q87	個人事業主の事業承継を支援する制度にはどのようなものがありますか。	255
Q88	個人事業主が廃業する場合の留意点を教えてください。	258

第7章 事業承継における資金調達

Q89	事業承継にあたってはどのような資金が必要となりますか。また、その資金を調達するにはどのような方法がありますか。	262
Q90	日本政策金融公庫の事業承継支援資金の概要を教えてください。	264
Q91	事業承継に伴い必要な資金に係る融資に対応する信用保証協会の保証にはどのようなものがありますか。	266
Q92	事業承継においてファンドはどのように活用すればよいですか。	268
Q93	事業承継補助金の概要について教えてください。	271

第8章 経営承継円滑化法

Q94	経営承継円滑化法の「遺留分に関する民法の特例」とはどのような制度ですか。	274
Q95	民法の特例を利用するためにはどのような要件を満たす必要がありますか。	276
Q96	遺留分の算定に係る合意にはどのような内容のものがありますか。	279

Q97 「除外合意」とはどのような内容の合意ですか。 ……………	281
Q98 「固定合意」とはどのような内容の合意ですか。 ……………	283
Q99 除外合意や固定合意をする際、あわせて、しなければならない合意やできる合意はどのようなものですか。 ……………	285
Q100 経営承継円滑化法に基づく合意が効力を生じるためにはどのような手続が必要ですか。 ……………	287
Q101 経済産業大臣の確認とはどのようなものですか。 ……………	289
Q102 家庭裁判所に対する許可申立手続の概要を教えてください。 ……	291
Q103 遺留分の算定に係る合意の効力はどのような場合に消滅するのですか。 ……………	293

第9章 事業承継税制

Q104 事業承継税制の概要を教えてください。 ……………	296
Q105 贈与税の納税猶予・免除制度の概要を教えてください。 ……………	299
Q106 相続税の納税猶予・免除制度の概要を教えてください。 ……………	301
Q107 贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替えについて教えてください。 ……………	303
Q108 事業承継税制の適用を受ける手続について教えてください。 ……	304
Q109 先代経営者の要件を教えてください。 ……………	305
Q110 後継者の要件を教えてください。 ……………	307
Q111 事業承継税制の対象となる会社の範囲を教えてください。 ……	309
Q112 事業承継税制の対象とならない会社について教えてください。 ……	310
Q113 資産管理型会社とはどのような会社ですか。 ……………	311
Q114 事業承継税制の対象となる株式について教えてください。 ……	313
Q115 事後要件（5年間の要件）について教えてください。 ……………	314
Q116 事後要件（5年経過後の要件）について教えてください。 ……	317
Q117 納税猶予が免除される場合について教えてください。 ……………	318
Q118 納税猶予が打ち切られたらどうなるのですか。 ……………	322

第10章 会社法の活用

1 種類株式の活用

- Q119 事業承継にはどのような種類株式が活用できますか。…………… 326
- Q120 議決権制限株式の具体的な活用方法を教えてください。…………… 329
- Q121 拒否権付株式の具体的な活用方法を教えてください。…………… 331
- Q122 全部取得条項付種類株式の具体的な活用方法を教えてください。
…………… 333
- Q123 種類株式と「属人的な定め」との違いは何ですか。…………… 336
- Q124 種類株式の税務上の評価について教えてください。…………… 338

2 株式が分散している場合の対策

- Q125 誰が株主であるか、各株主が保有する株式数については、どのように調査すればよいですか。…………… 341
- Q126 株式を分散させないようにするためにはどうしたらよいですか。
…………… 344
- Q127 分散している株式を集中させる方法としてどのようなものがありますか。「相続人等に対する株式の売渡請求」「所在不明株式の株式売却許可申立」「特別支配株主の株式売渡請求」「株式併合」とはどのような制度ですか。…………… 347

第11章 持株会社の活用

- Q128 持株会社を活用した事業承継について教えてください。金融機関として留意すべき点を教えてください。…………… 352
- Q129 持株会社化をする手法としてどのようなものがありますか。… 354
- Q130 持株会社の株価評価はどのように行われるのですか。…………… 358
- Q131 株式保有特定会社とは何ですか。…………… 361

- Q132** 持株会社を活用した事業承継における留意点（メリット・デメリット）は何ですか。…………… 363

第12章 その他の活用

1 経営者保証ガイドラインの活用

- Q133** 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨について教えてください。…………… 366
- Q134** 債務者に事業承継が生じた場合、金融機関は保証契約の承継についてどのように対応すればよいですか。…………… 368
- Q135** 債務者が事業再生や廃業による清算を行う場合、金融機関は保証債務の整理についてどのように対応すればよいですか。…………… 371

2 遺言の活用

- Q136** 事業承継に遺言を活用する場合はどのような場合ですか。遺言にはどのような種類があるのですか。…………… 373
- Q137** 遺言を活用した事業承継を行う場合の注意点について教えてください。…………… 375
- Q138** 遺言書の作成や遺言の執行について個人の弁護士に直接依頼する以外にどのような方法がありますか。…………… 380

3 生命保険の活用

- Q139** 事業承継に活用される生命保険契約にはどのようなメリットがありますか。…………… 382
- Q140** 法人契約の生命保険を活用した事業承継対策の代表例を教えてください。…………… 384
- Q141** 個人契約の生命保険を活用した事業承継対策の代表例を教えてください。…………… 386

4 信託の活用

- Q142** 信託とはどのようなものですか。民事信託（家族信託）と商事信託とはそれぞれどのようなものですか。…………… 388
- Q143** 事業承継において信託が活用できるといわれているのはどうしてですか。…………… 390
- Q144** 自社株式について信託を活用した事業承継対策の具体例を教えてください。…………… 392
- Q145** 事業用資産について信託を活用した事業承継対策の具体例を教えてください。…………… 396
- Q146** 事業承継において信託を活用する際の留意点は何ですか。…………… 398
- Q147** 事業承継において不動産信託はどのように活用されますか。… 401
- Q148** 生命保険信託の仕組みと活用について教えてください。…………… 404

5 従業員持株会の活用

- Q149** 事業承継との関係で、従業員持株会を新たに設けることにどのような利点がありますか。…………… 406
- Q150** 従業員持株会に適用される税務上の株式評価について教えてください。…………… 409

1 金融機関の事業承継への関わり方

Question 1

事業承継対策はどのような意義がありますか。

解説

1 事業承継対策の意義

「事業承継」とは会社（企業）を後継者に引き継ぐことをいいます。その後継者は、経営者の子等の親族であったり、役員や従業員であったり、あるいは他の会社等であったりします。

企業経営者は、自然人である限りいつかは亡くなったり、亡くならないまでも病気になったりして、会社を経営できない事態が生じ得ます。それを未然に防ぐのが事業承継対策であり、その主な対象は経営と所有（株式等の保有）が一致している中小企業です。

事業承継対策は、主として中小企業自身すなわち、そのオーナー家や従業員とその家族のために行うものです。

しかし、金融機関にとっては、Q2に記載した「収益獲得」や「債権保全」といったことは金融機関のためにも大変重要なことです。

また、日本においては、企業の約99%・雇用の約7割を中小企業が占め（2014年現在、約381万社）、日本経済の重要な部分を担うとともに優れた技術を持つ企業も多数あることから、地域や日本の経済・社会・文化のためでもあるといえます。

さらに、サプライチェーン（原材料の調達・生産・物流・販売）において中小企業は重要な役割を果たしていますので、事業承継対策は直接・間接の取引先である中小企業や大企業のためにもなります。

このように、金融機関が中小企業の事業承継支援を行うことは、中小企業自身のためになることはもとより、金融機関に対しても、地域や日本の経済・社会・文化に対しても、取引先である中小企業や大企業に対しても意義のあることです。金融機関にとってどのような意義があるかの詳細に

については、Q2を参照してください。

2 事業承継対策を行わないデメリット

多くの中小企業にとって、事業承継の問題は、家族内の問題であり、経営者の死を想起させる問題でもあります。また、経営者にとっては会社等における影響力を保持できるか否かという問題ですので、なかなか進んでいないのが現状です。

ある調査によれば、廃業予定企業の約3割が後継者難を理由に挙げているとのことであり、中小企業数が年々減っている原因としては事業承継対策が進んでいないことが大きな理由と推測されます。

事業承継は、①経営の承継、②経営権の承継、③事業用資産の承継の3つの側面・課題があるといわれています。たとえば、社長が100%株式を保有する会社において、事業承継対策をしないまま時が経過し経営者が突然亡くなった場合には、①の経営の承継の側面では、後継者教育ができず、社内・社外の環境整備もできず、当該会社の経営内容を承継できません。

②の経営権の承継の側面では、株式が相続等により分散し、仮に後継者候補がいても権限を確保できませんし、契約締結等の権限のある者もいなくなり、事業がストップする事態が生じ得ます。

③の事業用資産の承継の側面では、個々の事業用資産が相続等により分散し、企業経営が成り立たない事態が生じ得ます。

事業承継対策には長い時間を要することが多いので、このような事態を生じさせないためにも、事業者に早めの「気づき」を与え、事業承継対策に着手することが必要です。

(幸村俊哉)

Question 2

金融機関にとって事業承継支援を行うことについてどのような意義がありますか。

解説

事業承継については、金融機関としても大切な顧客である取引先の相談窓口として、しっかりとサポートすること自体重要であると考えていますが、同時に事業承継支援が金融機関にとっての「収益獲得」や「債権の保全」にも大きく関わってきます。

以下、金融機関にとってどのような収益機会や債権保全の面があるかについて、「親族内への承継」と「親族外への承継」ごとに紹介します。

1 親族内承継の収益機会

「親族内承継」の支援を行うことによるビジネス機会は、以下の項目が挙げられます。

(1) 株式買取りや不動産移転に伴う融資

親族内の事業承継を行うにあたり、その保有自社株式を後継者に承継するため、新たな資金需要が発生することも少なくありません。たとえば、後継者が個人で株式を買取ったり、持株会社を新設し株式を買取るといった場合、新たな資金需要が発生することになります。それは、仮にその承継対象会社の内部留保が厚く、現預金を潤沢に保有している優良企業であっても、資金が必要なのは後継者個人や新設の持株会社等になりますので、どうしても新たに資金調達の出発点が出てきます。また、相続や贈与で株式を承継した場合でも、その承継に係る相続税、贈与税等の支払資金という資金需資が発生します。

株式の移動だけでなく、事業承継を行うにあたりオーナー個人が保有する事業用不動産等を法人に移転（売却）したり、その逆（非事業用資産をオーナー家に売却等）のケースもあり、そのような場合の資金融資が発生することも考えられます。

(2) 株式買取資金の運用

前記(1)で保有自社株式等を売却した場合、売却したオーナー個人にはそ

の売却代金が入ることになります。金融機関としては、その売却代金の運用（投資信託や個人年金保険等）も収益機会となります。

(3) その他オーナー家との総合ビジネスの展開

事業承継の相談を行うにあたって、多くの場合、オーナー家のプライベートな部分にも大きく関わることとなります。そのような展開から、たとえば、遺言信託や自社株式以外の個人資産の運用等の相談にまでつながることも多く、オーナー家の総合ビジネスへの展開も見込まれます。

このようなビジネス機会は、事業承継支援を行った金融機関が獲得するケースがほとんどであるため、金融機関としては、その法人・個人両面での囲い込みを図るうえでも事業承継支援のツールは非常に重要といえます。

2 親族外承継の収益機会

親族外承継の場合、一般的に企業内承継とM&Aが考えられます。

(1) 企業内承継

企業内承継を行う場合、旧オーナー経営者が保有している自社株式も後継者へ承継するケースが多くなります。親族内承継と同じように株式の譲渡に係る融資、株式売却代金の運用等のビジネス機会が発生します。

(2) M&A

第三者に承継する場合、M&Aの専門会社や金融機関等のM&Aのアドバイザーに依頼するケースが多くなります。M&Aが成約した場合、そのアドバイザーである金融機関等はM&Aアドバイザーフィーを収受することになります。M&Aのアドバイザーフィーは、その対象の会社の保有資産額や株式価値によりその数%を手数料として規定している場合が多く、相応の手数料収入が見込まれます。

当然、売却した会社オーナーには売却代金が入りますので、その資金運用も見込まれますし、M&Aの譲受先（買い手）には株式買取資金金融資等が発生する可能性もあります。

3 債権保全

事業承継支援は、金融機関として「債権保全」の面についても重要な取り組みだと考えます。事業承継はその会社にとっては、数十年に1度の大きなイベントです。事業承継の失敗が本業の業績にも大きな影響を及ぼすこ

一問一答 金融機関のための事業承継の手引き

2018年7月15日 初版第1刷発行

編著者代表 幸 村 俊 哉
玉 越 賢 治
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン／図工ファイブ
制作／地切 修 印刷／富士リプロ(株) 製本／(株)ブックアート

©Toshiya Yukimura, Kenji Tamakoshi 2018 Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-2422-3

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌TOP](#)の下部の[追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。